

令和6年度環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

I. 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラー プリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー（汎用型）
ステープラー（汎用型
以外）
ステープラー針リムー
バー
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
布粘着テープ（プラス
チック製クロステープ
を含む。）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めく
り用スポンジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー
（ウェットタイプ）
OAクリーナー
（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター（枠あ
り）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
鉛筆
絵の具

<p> 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド </p>	
---	--

3. オフィス家具等

いす	調達を実施する品目については、調達目標は100
----	-------------------------

机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	%とする。
--	-------

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタル コピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。（コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機は基準値1※を満たすもの）
--	---

※判断の基準のうち、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定される。以下同じ。

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。(電気冷蔵庫等は基準値1※を満たすもの)
---	---

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。(業務用エアコンディショナーは基準値1を満たすもの)
---	---

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	令和6年度に購入する物品又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。(LED照明器具は基準値1を満たすもの)
---	--

12. 自動車等

乗用車	令和6年度に購入又は同年度から新たにリース契約
-----	-------------------------

	<p>を行うものについては、調達目標は100%とする。 (ただし、ハイブリッド自動車の場合は、基本方針における判断の基準を満たすものとする)</p>
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	令和6年度に購入又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 (基準値2を満たすものとする)

12-2. タイヤ

乗用車用タイヤ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。 (基準値2を満たすものとする)
2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13. 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----	---------------------------

14. 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、更に、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。 ただし、基地従業員に貸与するための制服等の調達は除く。
----------------------	---

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペ	令和6年度に購入又は同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、更に、再生ポリエステルをできる限り多く使用されている製品を選択する。 (タイルカーペットは基準値2を満たすもの)
---	--

ット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	
-------------------------------------	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。 ただし、基地従業員に貸与するための制服等の調達は除く。
------	---

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維又はポリエチレン繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、更に、再生ポリエステル又は再生ポリエチレンをできる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

18. 設備

太陽光発電システム (公共・産業用) 太陽熱利用システム (公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
給水栓	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム 低放射フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム	調達の予定はない。

19. 災害備蓄用品

<p>災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 (毛布) (作業手袋) (テント) (ブルーシート) (一次電池) 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源</p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
--	-------------------------------------

20. 公共工事

<p>公共工事</p>	<p>公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。</p>
-------------	---

21. 役務

<p>省エネルギー診断</p>	<p>調達の予定はない。</p>
<p>印刷</p>	<p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>
<p>食堂 自動車専用タイヤ更生</p>	<p>調達の予定はない。</p>
<p>自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送</p>	<p>調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。</p>

旅客輸送	
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2.2. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II. 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。(基本方針によるもの)

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 環境物品等の調達を推進するため、環境物品等調達推進連絡会議を設ける。なお、同会議の構成は、別紙のとおりとする。
2. 本調達方針は、本部及び全ての支部を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、簡易な包装に努め、原則として基本方針において定められた判断の基準を満たす自動車を利用し、納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を働きかける。また、可能な範囲で提出書類を簡素化するなど、調達に伴い発生する環境負荷

についても、可能な限り提言を図るよう努める。

8. 単価の増加が予想される場合であっても、できる限り環境物品等の調達に努める。

9. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部会計課とする。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構環境物品等調達推進体制

